

20201214

高橋 様

お世話になっております。 札幌市建設局道路認定課の袴田と申します。

先日（12/9 午後）、現地にて、お送りいただいた図面内容の確認をしました。

その結果、取付道路の設置については、当該地の財産管理に支障となるものではなく、また、隣接する市道への影響もないと思われることから、砂防法などの本地域に適用される法令上の支障が無ければ、取付道路工事について承諾いたします。←承諾

また、工事予定地に存する樹木について、市道や市有地の管理に影響するものではありませんので、伐採・伐根についても承諾いたします。

なお、伐採・伐根については、札幌市の財産管理上必要な措置ではないため、工事実施者にて施行をお願いいたします。 ←申請者作業

砂防区域内の樹木伐採等については、北海道からの許可が必要となりますが、許可申請は工事施行者が行い、土地所有者からの承諾を確認できれば問題ないと北海道（ヤマミズ主査）に確認しております（札幌市は本メールにて市有地内の樹木伐採を承諾しております）。

ご指摘いただいた周辺の倒木については、市道通行に支障が出る恐れがあると判断し、今月中に伐採することを予定しております。

伐採を行う場合には「伐採後の樹木は現地に残して良い」とのお話もありましたので、樹木を当地に残置いたします。

残置することに支障がある場合は、お知らせください。

最後に、道路の支障となる樹木の伐採に関する砂防法の許可についてですが、砂防区域内の公共設備（道路）については、その設備の維持管理を定めた法律（道路であれば「道路法」）が砂防法よりも優先されます。

道路の維持管理については『道路法』第42条に道路の維持・保全について規定されており、法律に基づく維持管理の範囲内であれば、北海道への許可申請は不要となる旨、北海道（ヤマミズ主査）に確認しております。

建設局総務部道路認定課

用地管理係長 袴田 隆志

TEL 211-2457 FAX 218-5134